

福井県報

号外第19号
平成28年
3月31日(木)
火・金曜日 発行
1月1,800円郵送料共

目次

(※は、県例規集登載事項)

規則

※福井県行政組織規則の一部を改正する規則(二五・人事企画課)……………一

※福井県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係規則の整備

に関する規則(二六・同)……………四

告示

※公共工事の入札および契約に係る公表事項の閲覧に関する規程の一部を改正する告示(一六九・土木管理課)……………五

訓令

※福井県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令(三・人事企画課)……………五

訓令

教育委員会訓令

公営企業訓令

※グループ制およびチーム制に関する運営規程の一部を改正する訓令(人事企画課)……………六

訓令

教育委員会訓令

警察本部訓令

※福井県企画幹会議設置規程の一部を改正する訓令(政策推進課)……………七
※福井県公共交通機関活性化推進本部設置規程の一部を改正する訓令(交

通まちづくり課)……………七

※福井県青少年総合対策本部設置規程の一部を改正する訓令(県民安全課)……………七

訓令

教育委員会訓令

※福井県企画参事会設置規程を廃止する訓令(政策推進課)……………七

企業管理規程

※福井県企業職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程(二・公営企業経営課)……………七

公営企業訓令

※福井県公営企業政策推進グループ規程の一部を改正する訓令(二・公営企業経営課)……………七

規則

福井県行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

福井県知事 西川 一誠

福井県規則第二十五号

福井県行政組織規則の一部を改正する規則

福井県行政組織規則(昭和三十九年福井県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表総合政策部の部ふるさと県民局の項中「若者・定住支援課」を「ふるさと創生室 若者・定住支援課」に改め、同表産業労働部の部中「産業政策課」を「産業政策課 国際経済課」に改め、同表国体推進局の部中「企画広報課」を「大会推進課」に、「競技式典課」を「競技式典課 障害者スポーツ大会課」に改め、同条第二項の表政策推進課の項を削り、同表中産業政策課の項の次に次のように加える。

地域産業・技術振興課 伝統工芸振興室

第八条第二項の表観光振興課の項を次のように改める。

文化 振興 課 歴史遺産推進室

第八条第二項の表地域農業課の項の次に次のように加える。

水 産 課 水産学術産業拠点整備室

第十条の表総務部の項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 議会に関する事項

第十条の表総合政策部の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同表産業労働部の項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 海外との人および経済の交流に関する事項

第十条の表観光営業部の項第二号中「および国際化」を削る。

第十一条の表財務企画課の項第三号中「(予算に係るものに限る。)」を削る。

第十二条の表政策推進課の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同項第十号中「企画幹会議および企画参事会」を「および企画幹会議」に改め、同

号を同項第九号とし、同項中第十一号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、同表(ふるさと創生室)の項を削り、同表新幹線建設推

進課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同表交通まちづくり課の項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 並行在来線に関すること。

第十二条の表ふるさと県民局の項の次に次のように加える。

ふるさと創生室

一 地方創生に係る戦略の策定および推進に関すること。

二 ふるさと貢献に関すること。

第十二条の表若者・定住支援課の項第二号を削る。

第十四条の表子ども家庭課の項中第二十一号を第二十三号とし、第十四号から第二十号までを二号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の二号を加える。

十四 母子保健に関すること。

十五 母体保護に関すること。

第十四条の表健康増進課の項中第二号および第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号から第十七号までを二号ずつ繰り上げる。第十五条の表産業政策課の項第七号から第十号までを削り、同表(小規模企業応援室)の項の次に次のように加える。

国際経済課

一 国際化および国際経済に関する施策の企画、総合調整および推進に関すること。

二 国際化および国際経済に関する情報の収集および提供に関すること(他課の所管に属するものを除く。)

三 貿易の振興に関すること。

四 産業(農業、林業および水産業を除く。)に係る製品の国際的な販路開拓に関する企画および総合調整に関すること。

五 海外駐在員およびその事務所の運営に関すること。

六 外国賓客の接遇に関すること。

七 外国との渉外に関すること。

八 国際交流および国際協力に関すること。

九 地域国際化への対応に関すること。

十 海外渡航および旅券法の施行に関すること。

十一 海外移住に関すること。

十二 福井県国際交流会館に関すること。

十三 公益財団法人福井県国際交流協会に関すること。

第十五条の表地域産業・技術振興課の項中第七号から第十三号までを削り、第十四号を第七号とし、第十五号から第二十一号までを七号ずつ繰り上げ、第二十二号を削り、第二十三号を第十五号とし、第二十四号を第十六

号とし、第二十五号および第二十六号を削り、第二十七号を第十七号とし、第二十八号から第三十一号までを十号ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

一 伝統的工芸品産業の振興に関すること。

二 郷土工芸品の指定および振興に関すること。

三 越前焼に関する資料の調査および研究に関すること。

四 越前陶芸公園に関すること。

五 デザインの振興に関すること。

六 産業振興施設に関すること。

七 一般財団法人福井県産業会館に関すること。

第十五条の二の表観光振興課の項中第十一号から第十九号までを削り、第十号を第十二号とし、同号の前に次の一号を加える。

十一 新高速交通ネットワークの活用および対策に関すること。

第十五条の二の表観光振興課の項中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一

号ずつ繰り下げ、同項第五号中「および通訳案内士法」を削り、同号を同項第六号とし、同

項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 観光資源の整備活用に関すること(他課の所管に属するものを除く。)

第十五条の二の表観光振興課の項第二十号中「一般社団法人福井県物産協会および公益財団法人福井県国際交流協会」を「および一般社団法人福井県物産協会」に改め、同号

を同項第十三号とし、同項第二十一号を削り、同表(観光プロジェクト推進室)の項を削り、同表広域誘客課の項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、

同項第一号の次に次の一号を加える。

二 通訳案内士法の施行に関すること。

第十五条の二の表文化振興課の項中第八号および第九号を削り、同項第十号中「および景観」を削り、同号を同項第八号とし、同項の次に次のように加える。

(歴史遺産推進室)

一 歴史遺産に関すること。

二 景観づくりに関すること。

三 歴史的建造物の保存および活用の推進に関すること。

四 前二号のほか、景観に関すること(他課の所管に属するものを除く。)

第十六条の表生産振興課の項中第三十六号を第三十七号とし、第十六号から第三十五号までを一

号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 農産物検査法の施行に関すること(他課の所管に属するものを除く。)

第十六条の表地域農業課の項中第三十四号を第三十五号とし、第二十六号から第三十三号までを一

号ずつ繰り下げ、同項第二十五号中「農業会議および農業委員会の指導および監督」を「農業委員会等に関する法律の施行」に改め、同号を同項第二十六号とし、同項

中第十号から第二十四号までを一

号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 農産物検査法の施行に関すること(登録検査機関の指導監督に係るものに限る。)

第十六条の表(農業人材支援室)の項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 ふくい農業ビジネスセンターに関すること。

第十六条の表中水産課の項の次に次のよう

に加える。

(水産学術産業拠点整備室)

一 水産学術産業拠点の整備に関するこ
と。

第十六条の表農村振興課の項第二号および
第三号を次のように改める。

二 土地改良法の施行に関すること(他
課の所管に属するものを除く。)

三 農地の交換分合および換地に関する
こと。

第十六条の表農村振興課の項中第九号を第
十号とし、第四号から第八号までを一号ずつ
繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 農業の有する多面的機能の発揮の促
進に関する法律の施行に関すること(

他課の所管に属するものを除く。)

第十六条の表(農地保全活用室)の項中第
一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を
削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号
とし、第六号を第四号とし、同号の次に次の
一号を加える。

五 農業水利調整に関すること。

第十六条の表(農地保全活用室)の項中第
七号を削り、第八号を第六号とし、第九号か
ら第二十二号までを二号ずつ繰り上げる。

第十七条の二の表企画広報課の項中「企画
広報課」を「大会推進課」に改め、同表競技
式典課の項第二号を削り、同項第三号中「お
よび障害者スポーツ大会」を削り、同号を同
項第二号とし、同項の次に次のように加える

障害者スポーツ大会課

一 障害者スポーツ大会の競技会等の運
営に関すること。

二 障害者スポーツ大会の式典に関する
こと。

第二十二条の五第一項の表若狭観光・地域

振興室の項第四十四号中「(農林水産大臣の
許可に係るものを除く。)」を削る。

第三十八条の九の表福井県丹南・敦賀新幹
線用地事務所の項中「福井県丹南・敦賀新幹
線用地事務所」を「福井県丹南新幹線用地事
務所」に改め、同項の次に次のように加える

福井県敦賀新幹線用地事務所 敦賀市

第三十八条の十第三項中「福井県丹南・敦
賀新幹線用地事務所」を「福井県丹南新幹線
用地事務所」に改め、同項第一号および第二
号中「敦賀市、」を削り、同条に次の一項を
加える。

4 福井県敦賀新幹線用地事務所の所掌事務
は、次のとおりとする。

一 敦賀市の区域における北陸新幹線建設
用地の買収および物件移転等の補償に関
すること。

二 敦賀市の区域における北陸新幹線の建
設に関すること。

第四十二条の二第一項の表福祉保健部の部
健康増進課の項中第十四号を第十五号とし、
第三号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ
、第二号の次に次の一号を加える。

三 食品表示法の施行に関すること(健
康の増進を図るために必要な食品に関
する表示の事項に係るものに限る。)

第四十二条の二第一項の表環境衛生部の部
生活衛生課の項中第二十号を第二十一号とし
、第七号から第十九号までを一号ずつ繰り下
げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 食品表示法の施行に関すること(健
康の保護を図るために必要な食品に関
する表示の事項に係るものに限る。)

第四十二条の二第二項の表環境衛生課の項
、第三項の表環境衛生課の項、第四項の表環
境衛生部の部生活衛生課の項、第五項の表生
活衛生課の項および第六項の表環境衛生課の
項中「第二十号」を「第二十一号」に改める

第四十二条の三中第六十二号を第六十三号
とし、第三十五号から第六十一号までを一号
ずつ繰り下げ、第三十四号の次に次の一号を
加える。

三十五 食品表示法の施行に関すること。
第七十五条第三項の表医療サービス課の項
中第十号を第十一号とし、第六号から第九号
までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の
一号を加える。

六 病院業務に関するシステム開発およ
び電子計算機の運用に関すること。
第七十五条第三項の表(地域医療連携推進
室)の項中第六号を削り、第七号を第六号と
する。

第百十九条第三項の表管理課の部第一号中
「畜産試験場、水産試験場および総合グリー
ンセンターに係るものうち別に定めるもの
を含み、」を削り、同表嶺南管理課の部第一
号中「農業試験場に係るものにあつては」お
よび「畜産試験場に係るものに限る。」お
よび水産試験場(内水面総合センターを除く
。)に係るものうち別に定めるものを含み
「を削る。

第百四十四条中第二項を削り、同条第三項
中「前二項」を「前項」に改め、同項の表(嶺
南管理室)の項を削り、同条第三項を同条
第二項とする。

第百五十六条中第二項を削り、同条第三項
中「前二項」を「前項」に改め、同項の表管
理課の項第一号中「水産試験場(内水面総合
センターに限る。)」に係るもの限り、「を

削り、同表(嶺南管理室)の項を削り、同条
第三項を同条第二項とする。

第二百二条第一項の表新幹線政策監の項中
「新幹線建設推進」の下に「および並行在来
線」を加え、同表ふるさと県民局長の項中「
および地方創生」を削り、同条第二項の表企
画参事の項中「部」の下に「または政策推進
課」を加え、同表総括主任の項の次に次のよ
うに加える。

室次長	税務課	室長を補佐し、室の事務を整理する。
-----	-----	-------------------

第二百八条の表局長の項の次に次のように加える。

局長	県立病院の事務局	局長の職務を補佐する。
----	----------	-------------

第二百八条の表研究員の項の次に次のように加える。

総括学芸員	美術館	上司の命を受け、博物館法第四条第四項に規定する専門的事項を総括する。
-------	-----	------------------------------------

第二百八条の表学芸員の項中「職務を行う」を「専門的事項を処理する」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

福井県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

福井県知事 西川 一誠

福井県規則第二十六号

福井県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(福井県公印規則の一部改正)

第一条 福井県公印規則(昭和三十三年福井県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一国体推進局長印の項中「企画広報課長」を「大会推進課長」に改め、同表ふるさと県民局長印の項中「若者・定住支援課長」を「ふるさと創生室長」に改める

(福井県財務規則の一部改正)

第二条 福井県財務規則(昭和三十九年福井県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項の表教育委員会の教育長および委員ならびに教育庁および教育機関(県立学校を除く。)の職員のうち「教育庁教育振興課長」を「教育庁教育政策課長」に改め、同表県立学校の職員ならびに市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条および第二条に規定する職員の項中「教育庁学校教育政策課長」を「教育庁学校振興課長」に改める。

第三十七条中「総合政策部長」を「総務部長」に改める。

別表第一市長振興課の項中「市長振興課」を「市町振興課」に改め、同表若者・定住支援課の項中「若者・定住支援課」を「ふるさと創生室」に、「課長補佐」を「室長補佐」に改め、同表健康増進課の項を削り、同表企画広報課の項中「企画広報課」を「大会推進課」に改め、同表嶺南振興局の項中「若狭観光・地域振興室の庶務を総括する総括主任または主任」を「若狭観光・地域振興室長補佐」に改め、同表敦賀産業技術専門学院の項中「企画主査」を「主任」に改め、同表農業試験場の項中「次長」を「管理課長」に改め、同表畜産試験場の項および水産試験場の項中「管理課長」を「管理課嶺南管理室長」を「管理課長」に改める。

別表第二税務課の項中「課長補佐」の下に「室次長」を加え、同表若者・定住支援課の項中「若者・定住支援課」を「ふるさと創生室」に改め、同表健康増進課の項を削り、同表総合福祉相談所の項中「児童

相談課」を「こども・女性支援課」に改める。

(福井県事務委任規則の一部改正)

第三条 福井県事務委任規則(昭和四十四年福井県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第二保健所長の部健康福祉部障害福祉課関係の款の次に次の一款を加える。(健康福祉部子ども家庭課関係)

一 母子保健法(昭和四十年法律第四百四十一号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務

1 法第九条の規定に基づき、母子保健に関する知識を普及すること。

別表第二保健所長の部健康福祉部健康増進課関係の款中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

三 食品表示法(平成二十五年法律第七十号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務(健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項に係るものに限る。)

1 法第六条第一項または第三項の規定に基づき、食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、または遵守事項を遵守すべき旨の指示をすること。

2 法第六条第五項の規定に基づき、食品関連事業者に対し、同条第一項または第三項の規定による指示に係る措置をとるべきことを命ずること。

3 法第六条第八項の規定に基づき、食品関連事業者等に対し、食品の回収その他必要な措置をとるべきことまたは業務の全部もしくは一部を停止すべきことを命ずること。

4 法第八条第一項の規定に基づき、食

品関連事業者等もしくは食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に対し、報告もしくは物件の提出を求め、または職員に、事務所等に立ち入り、検査させ、質問させ、もしくは食品等を収去させること。

5 法第十二条第一項または第二項の規定に基づき、申出を受理すること。

6 法第十二条第三項の規定に基づき、必要な調査を行うこと。

別表第二保健所長の部健康福祉部医薬食品・衛生課関係の款に次の一項を加える。

二十四 食品表示法(以下この項中「法」という。)の施行に関する事務(健康の保護を図るために必要な食品に関する表示の事項に係るものに限る。)

1 法第六条第一項または第三項の規定に基づき、食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、または遵守事項を遵守すべき旨の指示をすること。

2 法第六条第五項の規定に基づき、食品関連事業者に対し、同条第一項または第三項の規定による指示に係る措置をとるべきことを命ずること。

3 法第六条第八項の規定に基づき、食品関連事業者等に対し、食品の回収その他必要な措置をとるべきことまたは業務の全部もしくは一部を停止すべきことを命ずること。

4 法第八条第一項の規定に基づき、食品関連事業者等もしくは食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に対し、報告もしくは物件の提出を求め、または職員に、事務所等に立ち入り、検査させ、質問させ、もしくは食品等を収去せしめること。

5 法第十二条第一項または第二項の規

定に基づき、申出を受理すること。

6 法第十二条第三項の規定に基づき、必要な調査を行うこと。

別表第三第三項第三号中「第八条第二項」を「第八条」に、「有料公園施設」を「特定公園施設」に改め、同項第四号中「有料公園施設」を「特定公園施設」に改め、同項第十号中「第十六条の規定に基づき、公園の管理」を「の施行」に改める。

(福井県知事の権限に属する事務の一部を委員会等の事務を補助する職員に補助執行させる規則の一部改正)

第四条 福井県知事の権限に属する事務の一部を委員会等の事務を補助する職員に補助執行させる規則(昭和四十四年福井県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表第一項中「教育庁企画幹(教育庁の事務を総括する企画幹に限る。以下同じ。)」を「教育振興監」に改める。

第四条(見出しを含む。)/第五条(見出しを含む。)/および第八条第二項中「教育庁企画幹」を「教育振興監」に改める。

附 則
この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

福井県告示第169号
公共工事の入札および契約に係る公表事項の閲覧に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年3月31日
福井県知事 西川 一誠
公共工事の入札および契約に係る公表事項の閲覧に関する規程の一部を改正する告示

告 示

公共工事の入札および契約に係る公表事項の閲覧に関する規程(平成13年福井県告示第367号)の一部を次のように改正する。

別表5の表名称の項の次に次のように加える。

福井県産業労働部国際経済課 福井市

別表6の表中「6 観光営業部」を「6 観光営業部関係」に改め、別表9の表福井県教育庁教育振興課の項中「福井県教育庁教育振興課」を「福井県教育庁学校振興課」に改め、同表福井県立坂井農業高等学校の項および福井県立春江工業高等学校の項を削る。

附 則
この告示は、平成28年4月1日から施行する。

福井県訓令第3号
庁中一般 各出先機関 労働委員会事務局
福井県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日
福井県知事 西川 一誠
福井県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令

第1条 福井県告示式条例取扱規程(昭和26年福井県訓令第22号)の一部を次のように改正する。

第2条中「福祉課」を「福祉企画課」に改める。

福井県職員提案制度に関する規程の一部(改正)

第2条 福井県職員提案制度に関する規程(昭和32年福井県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「企画参事官の意見を聴く」を削る。

第4条第1項中「企画参事官」を「人事企画課長」に改める。

第3条 福井県職員服務規程(昭和39年福井県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号の表本庁の部部(国体推進局を含む。)の事務を総括する企画幹の項中「課の長」を「課(室)の長」に改め、同部部内局長の項中「課」を「課(室)」に改める。

(福井県工事検査規程の一部改正)

第4条 福井県工事検査規程(昭和40年福井県訓令第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1教育庁教育振興課の項中「教育庁教育振興課」を「教育庁学校振興課」に、「企画主査」を「主任」に改める。

(職員をもつて充てる附属機関の委員等に関する訓令の一部改正)

第5条 職員をもつて充てる附属機関の委員等に関する訓令(昭和40年福井県訓令第34号)の一部を次のように改正する。

別表福井県医療扶助審議会の項を削る。

(福井県出納事務決裁規程の一部改正)

第6条 福井県出納事務決裁規程(昭和41年福井県訓令第23号)の一部を次のように改正する。

別表第6項中「農業試験場」を削る。

(福井県専決処分事務規程の一部改正)

第6条 福井県専決処分事務規程の一部を次のように改正する。

第6条 福井県専決処分事務規程の一部を次のように改正する。

第6条 福井県専決処分事務規程の一部を次のように改正する。

第6条 福井県専決処分事務規程の一部を次のように改正する。

第6条 福井県専決処分事務規程の一部を次のように改正する。

第6条 福井県専決処分事務規程の一部を次のように改正する。

第6条 福井県専決処分事務規程の一部を次のように改正する。

第6条 福井県専決処分事務規程の一部を次のように改正する。

第6条 福井県専決処分事務規程の一部を次のように改正する。

第6条 福井県専決処分事務規程の一部を次のように改正する。

第6条 福井県専決処分事務規程の一部を次のように改正する。

第6条 福井県専決処分事務規程の一部を次のように改正する。

第6条 福井県専決処分事務規程の一部を次のように改正する。

第7条 福井県専決処分事務規程（昭和44年福井県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項および第3項ならびに第3条中「政策推進課長」を「財務企画課長」に改める。

（福井県事務決裁規程の一部改正）

第8条 福井県事務決裁規程（昭和50年福井県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「新幹線建設推進課の所管に属する事務」の次に「および交通まちづくり課の所管に属する事務（並行在来線に関するものに限る。）」を加え、「ふるさと県民局各課」を「ふるさと県民局各課（室）」に改める。

別表第2項知事の決裁を受けなければならない事項の欄第1号および第5号、副知事の専決事項の欄ならびに部長の専決事項の欄第2号中「政策推進課」を「財務企画課」に改め、同表第9項部長の専決事項の欄第1号および課（室）長の専決事項の欄第1号中「若者・定住支援課または企画広報課」を「ふるさと創生室、産業政策課または大会推進課」に改め、同表備考第1号中「（政策推進課）」を削る。

（福井県出先機関事務決裁規程の一部改正）

第9条 福井県出先機関事務決裁規程（昭和50年福井県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表畜産試験場、水産試験場および総合グリーンセンターの長の項中「または嶺南管理室長（それぞれ当該職員が所掌する事務に係るものに限る。）」を削り、「管理課長、室長（嶺南管理室長を除く。）」を「課長、室長」に改める。

別表第1 嶺南振興局若狭観光・地域振興室および嶺南振興局二州観光・地域振興室の部第1項第1号中「（農林水産大臣の許可に係るものを除く。）」を削り、同表農林総合事務所および嶺南振興局の部第1項第1号中「第72条の13第2項、第72条の16第4項、第72条の17第2項、第72条の18第3項および第72条の18の10」を「第72条の29第2項、第72条の32第4項、第72条の34第2項、第72条の35第3項および第72条の44」に改める。

別表第2アの表備考第2号を削り、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

3 農業試験場にあつては、庶務を担当する課（室）長の専決事項のうち園芸研究センターにおける事務以外の事務に係るものは管理課長、園芸研究センターにおける事務に係るものは嶺南管理課長の専決事項とする。

別表第2アの表備考第4号中「（嶺南管理室長を除く。）」を削り、別表第2カの表事務局長の欄第1号および第2号中「経営管理課長」を「事務局次長の職にある者および経営管理課長」に改め、同表課（室）長の欄第2号中「事務局長」の次に「事務局次長」を加える。

（福井県職員安全衛生管理規程の一部改正）

第10条 福井県職員安全衛生管理規程（昭和51年福井県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表第7中「丹南・敦賀新幹線用地事務所」を「丹南新幹線用地事務所」に改める。

（福井県行財政改革推進会議設置規程の一

部改正）

第11条 福井県行財政改革推進会議設置規程（昭和57年福井県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「会計局長」を「審査指導課長」に、「教育庁企画幹（教育庁の事務を総括する企画幹に限る。）」を「教育政策課長」に改める。

（福井県嶺南地域の出先機関の総合調整および市町との連絡調整に関する規程の一部改正）

第12条 福井県嶺南地域の出先機関の総合調整および市町との連絡調整に関する規程（平成2年福井県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表中
「嶺南消費生活センター」を「敦賀新幹線用地事務所 嶺南消費生活センター」に改める。

（福井県政策推進グループ規程の一部改正）

第13条 福井県政策推進グループ規程（平成14年福井県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第3条を第2条とし、同条の次に次の1条を加える。

（グループ長および副グループ長）

第3条 グループ長に、当該グループの事務を掌理し、職員を指揮監督するため、グループ長を置く。

2 グループ長に、グループ長を補佐し、職員を指揮監督するため、副グループ長を置く。

3 グループ長は部の事務を総括する企画幹に対し、副グループ長は部の企画参事（総務部にあつては、財務企画課参事）に対し、それぞれ知事がその職務を命ず

る。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

（福井県電子署名規程の一部改正）

第14条 福井県電子署名規程（平成17年福井県訓令第38号）の一部を次のように改正する。

別表国体推進局長の項中「企画広報課長」を「大会推進課長」に改め、同表ふるさと県民局長の項中「若者・定住支援課長」を「ふるさと創生室長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正後の福井県出納事務決裁規程（以下「改正後の出納事務決裁規程」という。）別表第6項第1号の規定は、平成28年4月1日以後に執行伺書を作成を行う予算の執行から適用する。

3 改正後の出納事務決裁規程別表第6項第2号から第7号までの規定は、平成28年4月1日以後に作成する更正決議書に係る確認について適用し、同日前に作成した更正決議書等に係る確認については、なお従前の例による。

福井県訓令第4号

福井県教育委員会訓令第3号

福井県公営企業訓令第1号

庁中一般
各出先機関
各教育機関
各事業所

グループ制およびチーム制に関する運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

企業管理規程

福井県企業管理規程第11号

福井県企業職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

福井県知事 西川 一誠

福井県企業職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程

福井県企業職員の給与等に関する規程（昭和四十二年福井県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表坂井地区水道管理事務所次長の項を削除。

附 則

この規程が、平成二十八年四月一日から施行される。

公営企業訓令

福井県公営企業訓令第2号

庁中一般

福井県公営企業政策推進グループ規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

福井県知事 西川 一誠

福井県公営企業政策推進グループ規程の一部を改正する訓令

福井県公営企業政策推進グループ規程（平成21年福井県企業局訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第3条を第2条とし、同条の次に次の1条を加える。

（グループ長および副グループ長）

第3条 グループに、当該グループの事務を掌理し、職員を指揮監督するため、グループ

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

警察学校

警察署

福井県訓令第6号

福井県教育委員会訓令第5号

福井県警察本部訓令第3号

庁中一般

警察本部

福井県公共交通機関活性化推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

福井県知事 西川 一誠

福井県教育委員会

福井県警察本部長 井上 一志

福井県公共交通機関活性化推進本部設置規程の一部を改正する訓令

福井県公共交通機関活性化推進本部設置規程（平成14年福井県訓令第1号・福井県教育委員会訓令第1号・福井県警察本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「教育庁企画幹（教育庁の事務を総括する企画幹に限る。）」を「教育振興監」に改める。

別表第2中「教育庁学校教育政策課長」を「教育庁学校振興課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

福井県訓令第7号

福井県教育委員会訓令第6号

福井県警察本部訓令第3号

庁中一般

各出先機関

各教育機関

警察本部

平成28年3月31日

福井県知事 西川 一誠

福井県教育委員会

グループ制およびチーム制に関する運営規程の一部を改正する訓令

グループ制およびチーム制に関する運営規程（平成9年福井県訓令第15号・福井県教育委員会訓令第5号・福井県企業庁訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「または技幹」を「、技幹または学校教育幹」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

福井県訓令第5号

福井県教育委員会訓令第4号

福井県警察本部訓令第3号

庁中一般

警察本部

福井県企画幹会議設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

福井県知事 西川 一誠

福井県教育委員会

福井県警察本部長 井上 一志

福井県企画幹会議設置規程の一部を改正する訓令

福井県企画幹会議設置規程（平成21年福井県訓令第11号・福井県教育委員会訓令第5号・福井県警察本部訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第3条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 学校教育幹

附 則

ア長を置く。

2 グループ長に、グループ長を補佐し、職員を指揮監督するため、副グループ長を置く。

3 グループ長は部の事務を総括する企画幹に對し、副グループ長は部の企画参事に對し、それぞれ管理者（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条に規定する管理者をいう。）がその職務を命ずる。第4条を削り、第5条を第4条とする。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

平成二十八年三月三十一日印
平成二十八年三月三十一日発行

発行人 千九一〇―八五八〇
印刷人 千九一〇―〇八五八

福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県
福井県福井市手寄二丁目十五―二十七 ㈱竹下印刷所

☎ 三三三二番